

消防団員の処遇改善にかかる報酬の改定について

1. 改正の趣旨

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において、「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえて、令和3年4月13日付の消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（※資料1）により非常勤消防団員の報酬等の基準が示されました。

また消防庁長官が指名したメンバーで構成されている「消防団員の処遇等に関する検討会」においては、今の時代に即した団員確保のための重点取組事項について議論された結果、「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告（※資料2）がなされ、報酬等の処遇改善が団員の士気向上や家族等の理解を得るために不可欠であると示されました。

これを踏まえ、本市消防団員の報酬について、標準額と均衡のとれた額となるよう引き上げるために、甲賀市消防団条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容

1) 年額報酬については、交付税基準と同一にします。（単位：円）

階 級	現 行	改 正(案)	増 減	交付税単価	条例定数
団長	82,500	—	—	82,500	1名
副団長 方面隊長 隊長	64,000	69,000	+5,000	69,000	8名
副隊長 分団長	50,500	—	—	50,500	30名
副分団長	45,500	—	—	45,500	29名
部長	37,000	—	—	37,000	34名
班長	37,000	—	—	37,000	140名
団員	36,000	36,500	+500	36,500	878名

2) 従来の「費用弁償」を増額し、「出勤報酬」とします。

【案】職務（出勤種別）により報酬額を区別します。（単位：円）

	出勤内容	現行	改正案	増減
①	災害出勤	1,900/8h	4,000/4h※	+2,100
②	訓練等	1,600/回	2,500/回	+900
③	研修会等	1,600/回	2,000/回	+400

※水火災等災害出勤については4時間を超えた場合に4,000円を加算する。

【報酬額の根拠】

① 災害出勤

消防庁長官通知では1日（7時間45分）8000円を出勤報酬の標準額としています。標準額を基準とし、1時間あたり1000円と考え、4時間までの出勤では4000円/回とします。

② 訓練等

災害出勤と同様に1日8,000円を基準とします。訓練等のおおよその所要時間が2.5時間程度（R2年度実績平均値）のため、1回あたり1,000円×2.5時間で2,500円/回としています。

③ 研修会等

②訓練と同様に1日8,000円を基準としますが、訓練に比べて、怪我等に起因するリスクや準備にかかる負担が小さいため、報酬額を区別し2,000円/回としています。

※参考資料：資料4 消防団員の処遇改善にかかる県内市町の聞き取り状況

3. 報酬にかかる地方交付税措置の検討状況

消防団員の処遇改善について、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知）において、「各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること」となっています。また消防庁から都道府県の令和3年10月18日付事務連絡により、消防団員の処遇改善に係る令和4年度地方交付税措置の現時点の検討状況は、以下の通りになっています。

○基準の策定等を踏まえ、以下の方向で庁内協議中とのこと

- ・年額報酬の単価は団員階級で36,500円とすること。
- ・現行の出動手当に係る措置を見直し、新たに出動報酬を創設することとし、出動報酬の単価を災害（水火災又は地震等の災害をいう。）に関する出動については1日当たり8,000円、その他の出動については1日当たり3,500円に設定すること。

4. 経過

令和2年12月	総務大臣書簡及び消防庁長官通知 ※全国的な消防団員の減少は憂慮すべき危機的状況。 消防団員の確保のためには処遇改善が必要であり、交付税単価を目安とした報酬の引き上げについて示されました。
令和3年4月	消防庁「消防団員の処遇に関する検討会」からの中間報告通知（令和3年4月13日付 消防地第171号） ※出動報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、標準額を8,000円とする等、具体的方向性の通知。
令和3年5月	甲賀市消防団検討委員会で処遇改善を進める方針がある旨周知

令和3年 8月 1) 消防庁「消防団員の処遇に関する検討会」からの最終報告通知

※消防団活動について重点的に取り組むべき事項が示されました。(処遇改善、消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動のあり方、装備等の充実等)

2) 甲賀市消防団検討員会で上記最終報告書に基づき、報酬の改定について具体的な検討を図る旨報告

令和3年 10月 甲賀市消防団検討員会で報酬の創設・引き上げ等の具体案を説明

5. その他団員確保にかかる市の充実強化方針

1) 消防団の認知度の向上

- ・ 広報紙やホームページによる活動等の定期的な紹介

2) 入団促進

- ・ 入団しやすい環境の整備として、市ホームページに「オンライン入団フォーム」の開設の検討

3) 活動しやすい環境の整備

- ・ 退団抑止策として、遠方への転勤や介護・育児などで一時的に団活動行わないこととする「休団制度」の整備

4) 車両・装備品の見直し

- ・ 地域防災力を維持しつつ団員の負担を軽減・均一化する車両の配置や更新計画の検討
- ・ 安全装備品の充実
- ・ その他団活動の効率化を図る装備品の拡充

5) その他

- ・ 中型免許取得補助の検討

<資料内容>

- ・ 資料1 (消防庁長官通知) 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」
- ・ 資料2 「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告概要
- ・ 資料3 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」質疑応答集
- ・ 資料4 消防団員の処遇改善にかかる県内市町の状況
- ・ 資料5 令和3年度 甲賀市消防団組織図
- ・ 資料6 甲賀市消防団の概要
- ・ 資料7 甲賀市消防団条例

消防地第 171 号
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は 2 年連続で 1 万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で 80 万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年 12 月から本年 3 月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考 1 のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 13 条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

I 消防団の現状

① 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

- ・ 少子化の進展や被用者の割合の増加等に伴い、特に若年層の入団者数の減少が進んでいることから、社会環境の変化に合わせて消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとするとともに、社会全体の理解を得ていく必要があること。
- ・ 災害の多発化・激甚化に伴い、消防団に求められる役割は多様化していることから、更なる多様な人材の確保や、防災を担う様々な主体との連携が必要であること。
- ・ 家庭やプライベートを優先するなど若年層の価値観が変化していることや共働き世帯が増加していることを踏まえ、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団の加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要があること。

② 消防団の存在意義・役割

- ・ 社会環境が変化していく中でも、消防団の存在意義は不変であり、引き続き、地域防災力の中核として、消防団は継承されていくべきであること。
- ・ 消防に関する責任は市町村に帰属することから、消防団が災害時に具体的に果たす役割や平時に行う活動について各市町村で引き続き十分検討するとともに、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう必要な情報収集・情報提供を行うべきであること。

II 今後の消防団活動に当たり取り組むべき事項

① 報酬等の処遇改善

- ・ 報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の理解を得るため不可欠であることから、各市町村等は「報酬等の基準」を踏まえた処遇の見直しを速やかに行うこと。

② 消防団に対する理解の促進

- ・ 地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、社会的理解を深めることが重要であること。
- ・ 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わる広報を展開させること。また、オンラインの加入フォームの整備やSNSの積極的な活用について検討すべきであること。
- ・ 消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援するような雰囲気を作っていくことが肝要であること。

③ 幅広い住民の入団促進

- ・ 被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層であり、各市町村は積極的な入団促進を行うべきであること。
- ・ 被用者については都道府県による商工団体への働きかけ等、女性については女性用設備等の環境整備等、学生については学生消防団活動認証制度の導入等に取り組むとともに、将来の担い手育成として、少年消防クラブへの幅広い参加促進や高校生へのアプローチに取り組むこと。
- ・ 新たな社会環境に対応した団運営とするため、団内部での幅広い意見交換を十分に行うとともに、市町村や地域住民との連携等が必要であること。

④ 平時の消防団活動のあり方

- ・ 災害の多様化を踏まえ、各市町村とも、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきであること。
- ・ 訓練の充実に当たっては、団員に過重な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、創意工夫を図るべきであること。
- ・ 操法は、団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要であることから、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して訓練を行うことが望ましいこと。
- ・ 操法大会については、大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、各主催者において点検や随時の見直しを行うこと。

⑤ 装備等の充実

- ・ 消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要であり、災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくこと。
- ・ 消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられることから、積極的に取り組むべきであること。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」 質疑応答集

問 1 消防団員数の確保のために処遇改善を行う理由は何か。

(答)

今般の消防団員の報酬等の処遇改善は、団員本人の士気向上や消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠なものであり、消防団員数の確保につながっていくものである。

問 2 消防団は、ボランティア精神や郷土愛護精神で活動しており、報酬等をもろうことを目的には活動していないと思うがどうか。

(答)

消防団員の皆様には、ボランティア精神や郷土愛護精神に基づいて活動していただいているものではあるが、一方で、団員やその家族等から労苦に見合うだけの適切な報酬等が支払われていないとの声があることも承知している。

団員数が2年連続1万人以上減少、特に若年層の入団者数が大幅に減少し、消防団の存続が危機的な状況となっている中、団員の労苦に報いるための適切な処遇の改善は、団員の士気向上やその家族等の理解を得るためにも必要なものであり、団員確保に繋がるものと考えている。

問 3 消防庁は今後どう地方公共団体に対して働きかけ、消防団員の処遇改善を担保していくのか。

(答)

今回の中間報告を踏まえ、消防庁では、地方公共団体が定めるべき消防団員の報酬等の基準や運用に当たっての留意点などを通知でお示ししたところ。

これまでも都道府県の担当者向け説明会の実施、同説明会における動画データの提供、各都道府県における市町村向け説明会における質疑対応などを行ってきたものであり、今後も、団員の処遇改善の意義や必要性を丁寧に説明していくこととしている。

また、消防庁から市町村の対応状況について、定期的にフォローアップすることとしている。

問 4 なぜ基準の適用を令和4年4月1日にしたのか。早すぎるのではないか（市町村に十分な検討の時間がないのではないか。）。

(答)

消防団員数は、直近2年では毎年1万人以上の団員が減少するなど危機的状況にある。

今般処遇改善として報酬等の見直しを行った趣旨は、団員の士気向上と団活動に対

する家族等の理解の醸成により消防団員を確保しようとするものであり、各市町村においては、団員数の急激な減少をふまえ、早急に取り組んでいただきたいと考えている。

他方で、消防団は一定の自律性のある組織でもあり、市町村において、これらの制度改正を適切に行い、消防団を円滑に運営していくためには、消防団の理解が重要であることから、消防団との協議には一定の時間が必要であることも踏まえ、基準の適用日を令和4年4月1日としたもの。

問5 今回の件につき、都道府県の果たす役割は何か。

(答)

各都道府県においては、域内の各市町村等が今般示した基準に沿って、消防団員の報酬の改正等を適切に行えるよう、説明会の開催や助言等の支援を行っていただきたい。

問6 短期間のうちに中間報告がとりまとめられ、長官通知が発出されたが、消防団の現状を踏まえたものとなっているのか。

(答)

検討会は、昨年12月に立ち上げ、報酬等について精力的にご検討いただいた。

検討に当たっては、実態に即した議論となるよう、検討会の委員には消防防災行政に詳しい学識経験者、都道府県・市町村の首長や職員、常備消防の職員、団長経験者・現役の女性団員など消防団の現状に精通している方が有識者として参加し、議論していただいたもの。

さらに、検討会の中において、消防団員の確保策等について地方公共団体(東京都)に説明していただく機会を設けるなど、検討会の中間報告及びそれを受けた長官通知は、消防団の現状を踏まえたものとなっていると考えている。

問7 出動手当を改め、出動報酬としたのはなぜか。

(答)

現在、地方公共団体によって出動手当の額には大きなばらつきがあるが、その大きな原因の一つが、昭和40年に消防庁が示した条例(例)において、いわゆる出動手当を費用弁償と位置付けていることであることが、今般実施した「消防団員の処遇等に関する実態調査」において判明した。

一方で、

- ・災害が激甚化・多様化する中で、出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、(同じ市町村内の同じ階級の団員間において)団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと

・大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し出動しているにも関わらず市町村によって出動手当の額が大きく異なることは、一般的に理解が得にくいと考えられる。また、出動手当を報酬と位置づけている団体や、費用弁償としつつも、実態は報酬と同様の考え方をしている団体も相当数あることも判明した。

以上のことから、出動手当については、これを見直し、出動に応じた報酬制度を創設することとしたもの（なお、出動に関する費用弁償については、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、引き続き必要額を措置することが適当であるとした）。

更にこのことをより明確化するために、これまで消防団員の出動に応じて支払われる金銭については一般的に「出動手当」と呼称していたが、出動に応じた報酬は「出動報酬」とし、出動に伴い生じる費用弁償とは用語上も明確に区別することとしたもの。

問8 現行の出動手当の交付税単価が 7,000 円/回であり、検討会中間報告書では 7,000～8,000 円/日とされている中、なぜ標準額を 8,000 円/日と定めたのか。

(答)

出動報酬の標準額については、検討会において、民間労働者の最低賃金や類似の業務を行う他の公務員の報酬等を参考に検討がされ、7,000～8,000円程度を支払うべき標準的な額として定めることが適当とされたもの。

◆検討会で参考とした金額の例

- ・最低賃金：1日当たり 6,991 円（R3.1.1 現在の全国平均額を基に算出）
- ・予備自衛官の訓練招集手当の額：1日当たり 8,100 円

ただし、検討会の場で複数の委員から「7,000円は低すぎる」との意見があったことや、災害等有事の際に活動することや活動に危険が伴うことなどの点で類似性のある予備自衛官の訓練招集手当（1日当たり8,100円）と同等の額が適当であると考え、消防庁としては1日当たり8,000円としたもの。

問9 「標準額」とは何か。これに従わないことは許容されるのか。

(答)

消防団員の報酬額については、消防組織法上、市町村の条例で定めることとされているため、消防庁の基準においては「標準額」として示しているものの、この「標準額」は、消防団員の役務の性質を踏まえ、民間労働者の最低賃金や類似の業務を行う他の公務員の報酬等を参考にして客観的に定めたものである。

核となる消防業務の内容は市町村により大きく異なるものではない以上、各市町村とも、消防庁が示した「標準額」やその考え方に沿って、出動報酬の額を定めること

が適当である。

問 10 出動報酬について、地域の実情に応じて、従前のおり、費用弁償のままとすることは可能か。

(答)

- ・災害が激甚化・多様化する中で、出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、（同じ市町村内の同じ階級の団員間において）団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと
- ・大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し出動しているにも関わらず市町村によって出動手当の額が大きく異なること

は、一般的に理解が得にくいと考えられることから、すべての市町村において出動手当を出動報酬と改正していただくことが適当であると考えている。

また、費用弁償は実費弁償であることから、費用弁償のままとする場合、実際に 8,000 円の実費がかかることを条例改正時に議会に説明する必要があるが、一般的には困難と考えられることから、出動報酬として改正することが適当である。

問 11 災害時以外の出動に係る出動報酬の標準額を示さなかった趣旨は何か。

(答)

災害時以外の出動（訓練・警戒等）については、その態様等が地域によって様々であることから、標準額を示していないもの。

各市町村において、それぞれの出動について、勤務の強度や活動時間等、地域の実情に応じて、標準額と均衡のとれた額を定めていただきたい。

問 12 なぜ災害時の出動に係る出動報酬の支給単位について「1 回当たり」を「1 日当たり」に変更したのか。

(答)

以前の条例（例）では、いわゆる出動手当が費用弁償とされていたため、支給単位を「1 回当たり」としていたが、出動手当を見直し、出動報酬を創設するにあたり、報酬の支給単位は地方自治法上、日額支給が原則とされていることから、支給単位を「1 日当たり」と変更したもの

<参考>地方自治法第 203 条の 2 第 2 項
前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

問 13 基準にある「災害」には何が含まれるのか。

(答)

消防組織法第 1 条に規定する「水火災又は地震等の災害」の範囲と同一のものである。

問 14 特に火災については、ごく短時間の出勤や誤報もあるが、それでも 8,000 円払わなければいけないのか。また、出勤報酬を時給制にしてもいいのか。

(答)

非常勤の職員の報酬は、地方自治法上、日額支給が原則であるものの条例で特別の定めをした場合はこの限りでないとされていることから、火災が短時間の出勤となる場合には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡のとれた額とすることとし、その結果として、8,000 円より低額となることも差し支えない。また、これまでの活動実績に応じて、火災について支給単位を例外的に一回当たりとすることや、時給的な定め方をすることも差し支えない。

ただし、風水害や大規模な地震、津波などの出勤の場合は、基準どおり 1 日当たり 8,000 円とすることが適当である。

問 15 災害出勤について、1 日 7 時間 45 分を基本とし、1 日当たり 8,000 円の支給を標準としているが、1 日でこの時間を超える場合は、どのように対応すべきか。

(答)

風水害などの災害出勤については「1 日 7 時間 45 分を基本」と示しているが、これは地方自治法上、非常勤の職員の報酬は日額で支給することが原則とされていることから、日額を設定する際の基本的な考え方を示したもの。

そのため、条例で 1 日当たり 8,000 円と定めれば、実際の災害時に出勤時間が 7 時間 45 分より短くても、長くても、8,000 円支払うこととなる。消防庁長官通知における消防団員の報酬等の基準や条例（例）はそのような考えに基づくもの（1 日 7 時間 45 分は日額を設定する際の想定であり、実際の災害時の活動時間が常にこのとおりになると言っているわけではない。）。

問 16 大規模災害時の出勤報酬についてはどのようにすべきか。

(答)

大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、業務量が多く拘束時間も長くなることから、消防団員の労苦に報いるという観点や、出勤手当を見直し日額支給が原則とされている出勤報酬制度を創設するという観点からも、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1 回」とするのではなく、「1 日」とすることが適当である。

さらに、1日当たりの活動時間が基本としている7時間45分を大幅に超えることが長期間に及ぶ場合には、災害時の出動に対する出動報酬の額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に報酬を引き上げることも考えられる。

問 17 既に 8,000 円を超える出動手当を定めている団体はどのようにすれば良いのか。8,000 円に下げて良いのか。

(答)

今回、基準を定めた趣旨は、風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、一人ひとりの負担が増加している消防団員の労苦に報い、処遇を改善することである。

したがって、既に 8,000 円を超える出動手当を定めている団体については、単に額を引き下げることが適切ではない（ただし、現時点で出動手当を高くする代わりに年額報酬の額が基準額である 36,500 円未満であるような団体において、年額報酬と出動報酬を見直し、その見直しが総合的に団員の処遇改善となっているものであれば年額報酬を 36,500 円にする場合に、出動報酬を下げ、8,000 円にする事は妨げるものではない。）。

問 18 出動手当を安価にする代わりに年額報酬を 36,500 円より高くしている団体はどのように対応すれば良いか。

(答)

今回、基準を定めた趣旨は、風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、一人ひとりの負担が増加している消防団員の労苦に報い、処遇を改善することである。

したがって、既に標準額を超える年額報酬の額を定めている団体については、単に額を引き下げることが適切ではない（ただし、質問のように、既に 36,500 円を超える年額報酬額を定めている団体が、現時点で安価な出動手当（出動報酬）の額を 8,000 円に引き上げる代わりに年額報酬を 36,500 円へと引き下げることが、その見直しが総合的に団員の処遇改善となっているものであれば妨げるものではない。）。

問 19 出動に伴う費用弁償として何が含まれるのか。またどの程度の金額を支給するのが適当か。

(答)

出動に伴い必要となる旅費や、ガソリン代、日当などを想定している。金額については、他の非常勤特別職の職員に対する費用弁償の取扱い等を参考に、必要額を各市町村において措置することが適当である。

問 20 出動場所により異なる各団員の費用弁償について、距離から算出せず一律支給としたいが、差支えないか。

(答)

費用弁償については、社会通念上、定額方式が実費を対象としてこれを弁償するという費用弁償の本来の建前を損うものとは言い難いものである限り、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実額である一定の額を支給することとする取扱いも許容されているため、(例えば自宅から詰所までの距離により定額支給する等)各地方公共団体で適切にご判断いただきたい。

問 21 消防団員が反対した場合、直接支給としなくてよいか。

(答)

消防団員は特別職の地方公務員であり、地方公務員法や労働基準法の適用はなく、賃金の直接払いの原則が適用されるものではないが、報酬等についてはその性格上、団員個人に直接支給すべきものである。

問 22 報酬等から分団の懇親会費用等を天引きしてもよいか。

(答)

報酬等の一部を市町村が天引きする場合には歳入歳出外現金となる。歳入歳出外現金として取り扱うためには、法令上の根拠が必要であることはもちろん、そもそも市町村が歳入歳出外現金を保管することの必要性、公の会計機関が事務上の援助をすること、天引きした歳入歳出外現金を市町村が亡失したときに危険負担を行うこと、最終的には事故による損害の後始末を公金でもって行うこともやむを得ないとする程度の合理的な理由があるか、などを検討して慎重に決定すべきである。

懇親会費や旅行積立金についてはそのような合理性は認めがたく、天引きの対象とすることはそもそも適当ではない(懇親会費用等については、一旦団員に報酬等を直接支給した後に団員一人ひとりの同意を得て、必要な額を徴収することは考えられる。その場合に、天引きとは別問題であるが、団員から報酬等の全額を徴収するなど、団員に対する報酬等の直接支給の趣旨を損うような徴収は適当ではない。)

問 23 団員への直接支給を徹底した場合、団運営に支障が生じるとの声があるがどうか。

(答)

団や分団の運営に必要な経費(装備や被服、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等)は、団や分団の運営に支障が生じないように、年額報酬や出動手当(出動報酬)等とは別に市町村において適切に予算措置すべきものである。

問 24 一旦、団員に直接支給した報酬等を団の懇親会費に充てるために団員から再徴収してもよいか。

(答)

懇親会費の徴収は団員間の私的な活動であり、その是非について消防庁が判断するものではないが、報酬等の全額やそれに近い額を徴収したり、報酬等が振り込まれる団員個人の口座の通帳やキャッシュカード、実印等を団や分団が管理したりといった形で徴収することは、団員個人への直接支給の趣旨を損なうものであり適当ではない。

問 25 団員に直接支給するのは事務的に煩雑だが、必ず直接支給しなければならないのか。

(答)

本来、年額報酬や出動報酬、費用弁償は、その性格上、団員個人に直接支給されるべきものであり、市町村の非常勤特別職公務員である消防団員に対する報酬等の支払いに関する事務は、市町村が負担すべき事務である。

口座登録などの事務が一時的に発生するかもしれないが、一方で、これまで団（分団を含む）に支給していた場合に発生していた同意書や委任状の管理業務が削減されるなどの効果もあるため、直接支給を徹底すること。

問 26 団（分団を含む。）経由で団員に間接支給することはなぜ駄目なのか（改善すべきとされているのか。）。

(答)

年額報酬や出動報酬、費用弁償は、消防団員の労務に対する反対給付や実費弁償であり、団員個人に直接支給されるべきものである。

また、市町村の非常勤特別職公務員である消防団員に対する報酬等の支払い事務は、本来市町村が負担すべき事務であり、当該事務の執行を消防団に委ねることは会計事故のリスクの観点からも適当ではない上、団・分団等を経由すると、支給プロセスが不透明となりかねないことや、団や分団から団員個人に支給されているかを確認する事務も生じることから、団員個人に対する直接支給を徹底するべきである。

問 27 出動に伴う費用弁償も団員に直接支給しなければならないのはなぜか。

(答)

費用弁償は、消防団活動を行うにあたり、団員に発生した実費を弁償するため支給するものであり、当然に団員本人に直接支給しなければならないもの。

問 28 直接支給のための事務処理用の新システムを開発する予定はあるか。

(答)

消防団員は非常勤特別職の地方公務員であるので、支給に係るシステムは各団体で整備すべきものであり、当庁でシステムを開発する予定は今のところない。

なお、既に直接払いしている団体も3割以上あり、そうした団体は各団体においてシステム導入を含む事務処理を行っているところ。

問 29 市町村が消防団員の報酬額等を改善するためには、財政措置のあり方も重要だと思うが、消防庁の見解如何。

(答)

ご指摘のとおり、財政措置のあり方は大変重要であり、検討会中間報告書においても「財政措置のあり方について国において財政需要の実態を踏まえた十分な検討を行うべきである」とされているところである。

消防庁長官通知においても「地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしている」としており、市町村が処遇改善を進めるうえで財政上の懸念が生じないような措置となるよう検討することとしている。

なお、各地域の団員数については各地域実情に応じて定められていると承知しており、単に財政的な問題で団員数を削減することは地域住民の生命・身体・財産を守るという消防団の本来の趣旨から、適切ではない。

問 30 年額報酬や出動報酬に対する地方財政措置はあるのか。

(答)

令和3年度においては、年額報酬及び出動手当について、普通交付税措置が講じられている。出動報酬の創設に当たっては、消防庁長官通知において「地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしている」としているとおり、出動の実態も勘案しつつ、標準額をはじめとした基準に記載した事項等を踏まえ検討することとしている。

問 31 国費や、特別交付税による措置は行われぬのか。

(答)

国が地方公共団体の職員である団員の報酬等について負担することは困難である。

また、現在、団員数が前年度より増加した又は標準団員数の2倍以上いる市町村の年額報酬については、特別交付税措置を講じているところである。出動報酬については、地域の実情を踏まえた対策を検討している。

問 32 課税の関係はどうなるのか。源泉徴収は義務なのか。消防庁からの通知はいつになる見込みか。

(答)

年額報酬と同様、出勤報酬についても源泉徴収をしていただく必要があるものと考えられるが、課税の関係については現在国税庁と協議中であるため、協議が整い次第速やかに通知を行いたいと考えている。

問 33 若い世代が入団しない要因は、報酬の問題もあるが、活動日数が多いことや負担が重いことが問題と考えている。このことについてどのような検討がなされているか。

(答)

訓練や操法大会の負担についてはマスコミからも指摘され、国会でも議論されているところ。第5回以降の検討会で訓練や操法大会についても議論しているところであるので、それらをご参照いただきたい。各団体におかれては、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じ、消防団活動を継続しやすい環境の整備に向け、創意工夫を図られたい。

問 34 報酬の支払いに関して、財政負担の観点や団支給から団員への直接支給に切り替えた際の公平性の観点から、活動実績の乏しい団員を退団させないといけなくと考えているが、どうか。

(答)

消防団員の任務は火災や大規模災害から住民の生命、身体及び財産を守ることであり、その重要性に鑑みれば、しかるべき報酬等を支払った上で有事の際に対応できるよう人員を確保する必要があるが、一定期間出勤実績が無いことのみをもって、機能別団員を含めた団員を退団させることは必ずしも適当ではない。

消防団員の定員は地域の実情に応じて定められているが、住民の安全・安心を守るためにも団員確保にあたられたい。

なお、近親者や家族の介護、育児を行いやすい環境づくり等を進める観点から、団員の身分を保持したまま消防団活動を一定期間行わないこととする事が出来る「休団制度」の積極的な活用も検討していただきたい。

資料 4

消防団員の処遇改善にかかる県内市町の状況

		大津市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	湖南市	高島市	
出動手当	改正予定時期	R4. 4. 1	R4. 4. 1	未定(早ければR4. 4)	令和4年4月1日	未定(早ければR4. 4)改正金額については調整中	令和4年4月1日	
	改正予定単価	災害出動	8,000円	8,000円	1,000円/h	4,000円/4時間	7,000円	4,000円
		訓練等	1,600円	1,000円/時間	1,000円/h	訓練: 2,500円/回 研修: 2,000円/回	2,000円	1,500円
	出動手当単価(R3. 4. 1)	災害出動	3,000円	2,000円	2,100円	1,900円	2,500円	3,000円
訓練等		1,600円	1,500円	1,700円	1,600円	2,000円	1,500円	
支給に関する運用 ・時間での運用有無 ・訓練等の支給範囲の設定など		災害活動4時間未満は1/2に減額とする予定	●改正予定 全ての出動において1,000円/時間を基準とし、上限を8,000円/日とする。 ただし、誤報等で出動が1時間に満たない場合は端数切上げ、1時間以上の出動の場合は端数切捨てとする。	全数支給	・災害出動の場合、4時間を超えた場合に4000円加算	【現在の案】→変更の可能性あり ①災害出動【風水害・地震】出動時間7時間45分を1日とし、7,000円/日 ②火災出動等【火災・捜索】出動時間4時間1回とし、3,500円/回 →長時間の出動事案に対しては、7,000円支給できるよう調整 ③訓練等【出初式・年末特別警戒等含む】1回の出動に対し2,000円(時間換算なし)	・災害に関しては現行の出動手当を出動報酬とする。 ・時間運用あり(4時間を超えると災害出動報酬8,000円) ・訓練、行事は全数支給。(ただしポンプ操作に関しては上限有り) ・会議は支給無し	
年間報酬	改正予定時期	令和4年4月1日	令和4年4月1日	未定(早ければR4. 4)	令和4年4月1日	改正予定なし	改正予定なし	
	改正予定単価	団長: 36,500円 部長・班長: 36,500円以上38,500円未満	すべての階級を交付税単価に改定	調整中	副団長: 69,000円 団員: 36,500円	改正予定なし	改正予定なし	
	支給単価(階級) (R3. 4. 1)	団長	91,000円	100,000円	67,300円	82,500円	114,000円	130,000円
		副団長	67,500円	70,000円	55,800円	64,000円	99,000円	90,000円
		分団長	50,000円	50,000円	43,400円	50,500円	79,000円	60,000円
		副分団長	38,500円	40,000円	31,600円	45,500円	73,000円	
		部長	27,500円	35,000円	27,500円	37,000円	59,000円	50,000円
班長		24,000円	25,000円	20,900円	37,000円	55,000円	45,000円	
団員	21,000円	15,000円	16,400円	36,000円	43,000円	37,000円		

令和3年4月1日現在

令和3年度 甲賀市消防団組織図

総団員数 1,061 名



水槽付
軽可搬ポンプ 1台

甲賀市消防団の概要

○甲賀市消防団の組織と配置

甲賀市消防団は、団本部と市内5地域をそれぞれ管轄する5つの方面隊と女性消防隊により組織されています。各方面隊は4～5の分団で組織され、その分団管轄は学区単位となっているケースが多く、通常の消防団活動は分団を組織する部・班単位で従事しています。

○消防団員（基本団員）とは

消防団員は、それぞれの職業を持ちながら災害時等には消防団員（水防団員）として活動しますが、その身分は非常勤特別職の地方公務員です。

本人の入団意思により、団長が任命します。基本団員は65歳（支援団員は70歳）定年となります。

年間一定額の団員報酬のほか、火災等に出動した場合に費用弁償が支払われます。このほかに、条件によりますが、活動中の怪我等のための公務災害制度や、退職報償金制度などがあります。また、団員としての功績に対し、さまざまな表彰制度があります。

○消火活動

火災が発生すると、規模や場所によって所轄の部隊が出動し、消防署と連携し消火活動やその支援にあたります。

○防災活動

消防団員は水防団員でもあります。台風や大雨の時には、出動し危険箇所の巡視、予防・復旧活動を行うこともあります。また、地震など市民に被害が及ぶ事案が発生した場合にも、出動し、避難誘導等を行います。

○主な行事等

- 4月 初任者研修・幹部研修
- 7月 甲賀広域消防夏期訓練
- 8月 滋賀県消防操法訓練大会出場
- 10月 滋賀県消防大会
- 11月 秋季火災予防運動（火災防ぎょ訓練、防火パレード、予防啓発等）
- 12月 年末特別警戒
- 1月 消防出初式
- 3月 春季火災予防運動（火災防ぎょ訓練、防火パレード、予防啓発等）

○消防学校が規定する主な教育訓練

ア 基礎教育

消防団員として必要な基礎的な知識および技能を修得させる。

（4月上旬頃 対象：新任の消防団員）

イ 専科教育

(ア) 機関科

機関運用に必要な知識および技能を修得させる。

(5月下旬頃 対象：基礎教育の修了者又は2年以上の経験を有する者)

(イ) 警防科

警防活動に必要な知識および技能を修得させる。

(10月上旬頃 対象：機関科の修了者又は3年以上の経験を有する者)

ウ 幹部教育

(ア) 初級幹部科

初級幹部として必要な見識と消防活動上必要な知識および技能を養成する。

(10月下旬頃 対象：班長の階級にある者(予定者含む))

(イ) 指揮幹部科現場指揮課程

現場指揮者として必要な見識と消防活動上必要な知識および技能を養成する。

(11月上旬頃 対象：部長または部長と同等の実務経験を有する班長)

(ウ) 指揮幹部科分団指揮課程

分団の指揮者として必要な見識と消防活動上必要な知識および技能を養成する。

(12月上旬頃 対象：分団長及び副分団長の階級にある者)

○女性消防隊について

甲賀市では、男性団員だけでなく女性も女性消防隊として、防火・防災啓発活動、応急手当指導を中心に市内全域を活動エリアとして活躍しています。(火災現場への出動はありません)

支援団員制度について

「支援団員制度」は10年後・20年後の地域防災力の維持を目的とし、少子高齢化が進む中、被雇用団員の増加や、勤務形態の多様化などの社会情勢の変化により、災害への即時対応ができない状況を、地元に住居し即座に出動できる方々で補完する組織として導入を決定しました。

「支援団員」とは、恒常的な活動をする基本団員とは違い、入団資格や活動内容を限定した「機能別消防団員」です。活動内容を所属管轄区域内の災害現場への出動のみに限定しており、消防団員としての経験があり、地元に住居し即座に災害出動が可能な方を対象としております。概要は以下になります。

<概要>

(1) 入団資格

以下の要件を満たす方。

- 消防団員としての経験が5年以上ある者又は消防団長が特に認める方
- 各分団内に在住し、災害活動に即座に出動できる方

(2) 活動内容

所属の分団管轄内における水防・火災活動やその他の災害現場への出動のみ

○消火活動

火災が発生すると、規模や場所によって所轄の部隊が出動し、消防署と連携し消火活動やその支援にあたります。

○防災活動

台風や大雨の時には、出動し危険箇所の巡視、予防・復旧活動を行います。また、地震など市民に被害が及ぶ事案が発生した場合にも、出動し、避難誘導等を行います。

(3) 費用弁償

出動1回につき手当を支給します。

(4) 任期

原則2年とし、再任されることを妨げません。定年は70歳とします。

(5) その他

- 活動時は分団の資機材を共用していただきます。
- 公務災害補償制度、福祉共済制度へ加入いただきます。
- 法被、軍手、長靴、ヘルメット、合羽を支給します。

○甲賀市消防団条例

平成16年10月1日

条例第179号

改正 平成17年12月14日条例第58号

平成21年3月5日条例第31号

平成30年12月28日条例第33号

令和元年10月9日条例第11号

令和2年9月30日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務及びその他身分の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び管轄区域)

第2条 本市に消防団を置き、甲賀市消防団と称し、管轄区域は市内全域とする。

(団員の職及び定員)

第3条 団員は、基本団員及び支援団員とし、その定員は、1,120人以内とする。

(任命)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。

2 基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から団長が市長の承認を得て任命する。

(1) 本市に居住又は勤務する18歳以上の者。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(2) 身体強健で素行善良なる者

3 支援団員は、前項各号のいずれにも該当する者であって、次の各号のいずれにも該当するものの中から団長が市長の承認を得て任命する。

(1) 団員としての経験が5年以上ある者その他これに準ずる経験を有すると団長が認める者

(2) 分団管轄内に居住し、同管轄内で起こる災害に直ちに出勤できる者
(任期)

第5条 団長及び支援団員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第10条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免職することができる。

(1) 勤務成績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定するもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 定員の改廃により過員を生じた場合

(失職)

第8条 団員は、第6条第1号に該当するに至った場合は、その職を失う。

(定年)

第9条 団員の定年は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員 65歳

(2) 支援団員 70歳

2 定年に達したとき（第5条に規定する任期の途中で達したときを含む。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職するものとする。

(懲戒)

第10条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めてこれを行う。

(分限及び懲戒の手続)

第11条 第7条各号(第4号を除く。)の規定による免職又は前条第1項の規定による懲戒処分は、その事由を記載した説明書を交付して行わなければならない。

(退職)

第12条 団員は、退職しようとする場合あらかじめ文書をもって任命権者に願出てその承認を得なければならない。

(服務規律)

第13条 団員は、住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。

2 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、服務に就かなければならない。

3 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

4 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 団員は、消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

6 団員は、職務に関し金品の寄贈、供応及び接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。

7 団員は、機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほか、これを使用してはならない。

8 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、副団長又はその他の団員にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(報酬)

第14条 基本団員の報酬は、別表第1に定める額とする。

2 前項に規定する報酬は、毎年12月に支給する。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

3 支援団員には、報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第15条 基本団員が水火災等及び訓練のために出動したとき、若しくは公務により研修会等に出席したとき、又は支援団員が水火災等及び訓練のために出動したときは、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。

2 前項に規定するもののほか、団員が、公務のため旅行したときは、甲賀市職員の旅費に関する条例（平成16年甲賀市条例第41号）の例により支給する。

(公務災害補償)

第16条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の水口町消防団条例（昭和40年水口町条例第10号）、土山町消防団条例（昭和40年土山町条例第15号）、甲賀町消防団条例（昭和30年甲賀町条例第14号）、甲南町消防団条例（昭和41年甲南町条例第15号）又は信楽町消防団員の定数、任免、服務等に関する条例（昭和56年信楽町条例第10号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

付 則（平成17年条例第58号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年条例第31号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成30年条例第33号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年条例第11号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

付 則（令和2年条例第32号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

区分	報酬年額（円）
団長	82,500
副団長	64,000
方面隊長・隊長	
副隊長	50,500
分団長	
副分団長	45,500
部長	37,000
班長	37,000
団員（支援団員を除く。）	36,000

別表第2（第15条関係）

費用弁償		
区分		金額（1回につき）（円）
出動	水火災等	1,900
	訓練	1,600
公務	研修会等	1,600

消防団員の処遇改善にかかる費用弁償の改定について

○費用弁償について

団員の自己負担経費の弁済としての費用弁償は、主に市外への研修（消防学校への研修等）を取り扱うこととし、1回800円に改定します。

※参考資料

資料1別紙1の第4「上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じること踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。」

※算出根拠

甲賀市役所から滋賀県消防学校までの距離が片道約29kmとなっており、「甲賀市職員の旅費に関する条例施行規則」では13円/kmを支給しているため。

$$\frac{29\text{km} \times 2 \times 13}{100} \div 800 \text{円} \quad \text{※十の位端数処理}$$

(往復の距離)